

特別支援教育は教育の原点

大学卒業後、小学校教員採用試験不合格だった私の初めての勤め先は、清武養護学校（現 清武せいりゅう支援学校）の臨時的任用講師でした。「教育の原点を学べるから」という恩師の勧めと実家に近いということから、お世話になることにしました。

免許をもたない私は、養護学校について「障がいのある子ども達が通う学校」くらいしか知識をもっていませんでした。当時は、世の中の「特別支援教育」に対する認識や重要性がまだ高まっていない時代。幼い頃なんかは、特殊学級をはじめ、障がいのある人への差別・偏見が甚だしく、幼心に（ひどいんじゃない!?!）と、よく思っていたことを覚えています。

私が受け持ったのは、重度重複（全介助）の1年生クラス。受け持ったと言っても、児童3名に教員2名が付く体制なので、副担任でした。（担任は、姉と同じ年で研究熱心、指導力に定評のある方。現 県教育庁特別支援教育課長、いわゆる特別支援教育行政のトップ、県職初の女性課長です。以下A先生）知識はないけれど、若さとやる気が取り柄の私は、有能なA先生に必死についていくことで、「教育の原点」についてたくさん学ぼうと思っていました。

教育方針の違い

隣の教室に、もう一つ、同じ重度重複の1年生クラス（ベテラン教師が担任）がありました。お互いライブ視していたわけではなかったのですが、ほとんど関わることがありませんでした。それは、教育方針が全く異なっていたからです。

A先生の方針は、「子ども達の興味・関心を引き出しながら、できることを増やしていく」こと。一方、隣のクラスは、「排泄、食事など日々の暮らしの中で必要とされる生活技能の習得」でした。隣の教室の前を通る際、ちらりと覗くと（またトイレ?ん、促すことなく座らせっぱなし?先生は何やってるの?）と思われることもしきり。A先生と私は、光遊び、音遊び、感触遊び、ビー玉転がし等々、子ども達の反応（笑顔、驚き）を引き出すために、手を変え品を変え、様々なことにチャレンジしていました。端からは（いつも、何かしちよって、にぎやかなクラスじゃ!）と思われていたようです。

子ども達が下校した後は、今と違い、会議だの研修だのと忙しくなかったので、教師の本分と言える教材研究・授業準備にどっぷりとはまることができました。「今日、〇〇ちゃんの反応見た?すごかったよね。明日は□□をやってみない?」「□□をしたいから、△△を作ろう!」の乗りで、翌日の子ども達の反応を期待しながら、毎日楽しく充実した授業準備を行っていたものです。



【ペア学習 2年生】

個に応じた指導

「教育は、変わりにくい世界」と言われます。「〜すべき」や「〜しなければならない」等のお堅い発想で、教育観や指導方法を守ってきたからです。（もちろん利点も多々あります）しかし、「特別支援教育」に関しては、大きな変革を遂げてきています。「個に応じた指導」に脚光が当てられることと並行

して、それは進められてきました。一全体ではなく、「個」にスポットライトを当てる、一人一人の能力・個性に合わせた適切な指導を行うーそれが、特別支援教育であり、個に応じた指導だからです。

個に応じた指導を充実するために大切なことは、何と云っても「その子の能力・個性の把握」です。どんなことができるのか、どんなことが苦手又は得意なのか、どんなことに興味・関心をもっているか等、その子を様々な角度から見て、理解する必要があります。学力重視（知識偏重）・相対評価（他と比べて順位などを評価する）の終焉に伴い、子ども達一人一人の意欲や学び方を重視した教育の充実が、今は求められています。



【土木教室の一場面】

誰にでも当てはまる特別支援教育

ここまでで、十分、「特別支援教育が教育の原点」と言われる由縁を述べてきたつもりですが、現在、「特別支援教育」が重要視される理由は、ほかにまだまだあります。2つだけ触れたいと思います。

一つめは、「ユニバーサルデザイン」の視点です。障がいの有無にかかわらず、誰にとっても分かりやすく取り組みやすいものにしていくべきだという考えが基になります。この考えの中には、「視覚化：文字や音声だけではなく、見て分かる情報を取り入れること」や「焦点化：あれこれと迷わせることがなく、一つのこと集中できるようにすること」等の方法があります。一昔前は、OHPしかありませんでしたが、今や、PC実物投影機、大型テレビ、タブレット…と視覚情報を発することが可能な教育機器はとても充実しています。一方で、情報が氾濫しないよう、教室の黒板まわりは最低限の掲示物で納められていることにお気づきでしょうか。ほかに、座学オンリーではなく体を動かす活動を取り入れる、集中力（姿勢保持）を高めるための運動を取り入れる、読むことを苦手とする子供のためにリーディングトラック（読む行以外の文字情報を遮断する定規のような物）を用いるなど、特別支援教育で生まれた指導方法が、ユニバーサルデザインとして通常の学級でも広く使われているのが現在の学校の状況です。

眼鏡を付けば、踏み台があれば、見える

二つめです。2016年、障害者差別解消法が施行され、「合理的配慮の提供」が義務付けられました。「合理的配慮」とは、「一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと」を言います。「先生、見えません!」と訴えた子供に「視力が弱いからだね」と答えて何もしないのは法律違反である前に、人格が疑われるところです。視力が弱いだけで、ほかの人と差別される、学ぶ権利が保障されないというのは、明らかに人権侵害です。

障がいは個性・特性であり、有る無しが差別の原因になってはいけません。前述のように配慮は必要であり、特別扱いではないことを理解しておきたいものです。

特別支援学級、そこに在籍する子ども達は、何ら特別視される対象ではありません。むしろ、それらが輝き、大切にされることが、全体の質の向上につながると考えています。